



# 資料編

## 1 計画の策定経緯

日付	名称	内容
令和2年9月24日	令和2年度 第1回橋本市障害者 施策推進協議会 (中止)	庁舎爆破予告により中止
令和2年11月26日	令和2年度 第1回橋本市障害者 施策推進協議会	(1) 会長の選出について (2) 第5期橋本市障がい福祉計画・第1期橋本市障がい児福祉計画について (3) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画について
令和2年11月27日 ～12月15日	アンケート調査の実施	
令和2年12月23日	令和2年度 第2回橋本市障害者 施策推進協議会	(1) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画【素案】について
令和2年12月28日 ～令和3年1月22日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月26日	令和2年度 第3回橋本市障害者 施策推進協議会 (書面決議)	(1) 第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画【素案】に対するパブリックコメント結果について

## 2 橋本市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、橋本市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月11日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 橋本市障害者施策推進協議会委員名簿

(順不同／敬省略)

役職	団体名等	職名	氏名
会長	社会福祉法人紀之川寮	悠久の杜 管理者	河 合 馨
副会長	橋本市障害児者父母の会	副会長	山 本 紀 子
	高野口医師会	会長	森 下 昌 亮
	橋本市医師会	会長	大 萩 晋 也
	橋本市区長連合会	副会長	廣 岡 慶 三
	橋本市民生委員児童委員協議会	障がい者福祉部会 部会長	佐 藤 正
	橋本市身体障害者連盟	会長	西 井 幸 男
	橋本市身体障害者連盟	副会長	喜 多 晃
	橋本市身体障害者連盟	副会長	谷 口 作 男
	社会福祉法人筍憩会	基幹相談支援センター	蕨 野 隆 久
	社会福祉法人博芳福祉会	施設長	植 山 美 千 代
	社会福祉法人橋本福祉会	施設長	鈴 木 寛
	社会福祉法人椋の樹福祉会	施設長	井 川 紀 幸
	社会福祉法人ゆたか会	施設長	上 好 久 子
	橋本公共職業安定所	所長	海 瀬 安 彦
	和歌山県立きのかわ支援学校	校長	神 崎 良 子
	伊都振興局健康福祉部	副部長	掛 田 雅 昭

第6期橋本市障がい福祉計画  
第2期橋本市障がい児福祉計画

---

令和3年3月

発行：橋本市 健康福祉部 福祉課

〒648-8585 和歌山県橋本市東家1丁目1番1号

電話：0736-33-3708（直通）

FAX：0736-32-2515